

STOP! 「共謀罪」の本質・狙いが徐々に明らかに!

「テロ等準備罪」とは名ばかり! 判断主体は警察! 「合意」を処罰する危険なもの。



みなさん! 政府が今国会で成立を狙う「テロ等準備罪」(共謀法)の中身・その狙いや本質が明らかになってきました。参議院予算質疑で、金田法相は「準備行為を伴う形で『合意』を処罰することを認めました。更に、準備行為が客観的な危険性が無いものも、含むことも認めています。つまり何ら犯罪性の無い行為でも、警察が「準備」だと判断すれば、例えば他人の庭に咲いた花を覗き込んだだけでも、職務質問を受ける可能性があるのです。これまで政府は、しきりに一般人には関係ない、テロを未然に防ぐ為に必要などと誤魔化してきましたが、本質はこれまで三度廃案になった「共謀罪」と何ら変わりません。

「テロ」対策と言いながら、テロは後付け!

政府は、「共謀罪」があたかもテロ対策だけに限定したイメージを植えつけようと、法案の中に対象を「テロリズム集団」の文言を入れました。しかし、その後「テロリズム集団」、その他の組織的犯罪集団」と「その他」を付け加えました。しかし、そもそもテロリズム集団の定義もなく、テロリズムが何なのかの定義すらありません。実際に判断の主体である警察が、犯罪の「合意」(共謀)があつたとの判断によって、市民運動家や、労働組合・平和団体も取締り対象に成りえる事も否定していません。当初「テロ等準備罪」などと「テロ」に限定した法律のような印象を与えましたが、法文原案に「テロ」の文字は無く、後付けした事からも、この法律が、最初から拡大解釈を狙っている事は明らかです。



では「テロ等準備罪」(共謀罪)の狙いは、何処に有るのか?

心の中にまで警察の手が...



安倍首相は、当初「オリンピックを開催するために、国際組織犯罪防止条約の締結が不可欠」で「テロ等準備罪」法案はその為に必要不可欠と、強調して来ましたが、同条約は、締結国に、国内法整備を求めています。

なぜ政府は成立させたいのか? 安保関連法(戦争法)の強行成立の際、国会を取り囲んだ市民運動、その抑え込みに間違いありません。一般組織を、組織的犯罪集団とするには、日常的な監視や通信の傍受が必要で、こうした捜査権の乱用が、市民運動を萎縮させることは明らかです。いま、SNSなどの閲覧すら共謀の対象に成るのかまで検討行われています。

私たちは、「自分たちの仕事を通じて戦争に協力しない」「平和憲法を変えさせない」の一点で学習や宣伝活動をしています。主な構成団体は航空連・国労・関門港湾・新聞労連・福岡市職労などナショナルセンターの垣を越えた緩やかな団体です。

平和憲法を守ろう! 福岡労組連

連絡先: 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市職労内
Mail:kumiai@fukuokacity-lu.jp Tel092-711-4940 Fax092-714-4013



守れ！森友学園問題の本質は何処にあるのか？

系列幼稚園で、戦後否定された「教育勅語」を暗唱！現職閣僚が賞賛！



みなさん！大阪府豊中市の私立・森友学園が、国有地を不正に格安・ただ当然で取得した問題が起きています。もし、この不正な取引に政治家の関与があるならば、問題の徹底解明は勿論です。しかしその他にも、多くの問題を抱えていることが明らかになっています。森友学園は、系列の幼稚園で、戦後憲法の理念に合わない失効した「教育勅語」を園児たちに暗唱させていました。

しかも参議院予算委員会の中で、現職閣僚である稲田防衛相は、「教育勅語」の認識について問われ、これを賞賛する発言をしました。私たちは、平和憲法の根幹の理念を否定する稲田大臣の即時罷免を求めます！

天皇や国家のために、若者に命を投げ出せが、その本質！

「教育勅語」は1948年、衆議院で憲法の理念に反するとして排除決議、同年参議院でも失効決議が採択されました。それ以降、教育の場において「教育勅語」が暗唱させられるなど有りえない事は、従来の政府の認識でした。

「教育勅語」の中の「父母を大切に」「夫婦・兄弟・家族は仲良く」などの12の「徳目」だけを取り出し、良い事も書いてある等とする論調も有りますが、どこが問題なのかは、その本質が、もし重大事態が起きたら、天皇のために命を投げ出せ！その為に普段から、悔いの無いようにしておきなさいという教えだからです。

天皇と国家への忠誠を植付け「教育勅語」が国民主権・平和主義を根幹とする日本国憲法と相容れないことは誰の目にも明白です。



憲法も教育基本法も尊重しない大臣は不適格！即時罷免を！



この様に、「教育勅語」とは、現行憲法の理念を否定するものであるにも拘らず、稲田防衛相は「教育勅語の精神であるところの、日本が道義国家を目指す。核の部分は取り戻すべきである」とまで明言しました。更にこの発言に対して、菅官房長官は大臣個人の意見として、委員会での答弁を否定しなかったことも大きな問題です。

これは、憲法を最高法規と定め、その理念に反する法律・詔勅などを認めない憲法98条違反であると共に、憲法遵守義務を定めた99条にも違反するもので、大臣としての資質不適格と言わざるを得ません。即時罷免と首相の任命責任を追及しましょう！

私たちは、「自分たちの仕事を通じて戦争に協力しない」「平和憲法を変えさせない」の一致点で学習や宣伝活動をしています。主な構成団体は航空連・国労・関門港湾・新聞労連・福岡市職労などナショナルセンターの垣を越えた緩やかな団体です。

平和憲法を守ろう！福岡労組連

連絡先：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市職労内
Mail:kumiai@fukuokacity-lu.jp Tel092-711-4940 Fax092-714-4013

